

主な変更点及び留意点

【変更点】 2点

事業実施期間及び報告期限について従来通りに変更	事業期間：平成30年4月1から平成31年3月31日までの事業 報告期限：補助事業完了日から1ヵ月以内 (3月に事業実施した場合は平成31年4月5日まで)
各種事業報告書様式の変更 3部	・様式第2号「競技団体強化事業一覧表(大票)」 ・様式第6号「競技団体強化事業報告書個票」 ・自家用自動車使用簿(県外交通費)

【留意点】

1 提出期限の厳守について

- ・補助金交付申請書 4月17日(火) 厳守
- ・概算払請求書 5月中旬予定
- ・事業実績報告書 12月の時点で、補助事業が完了している場合は、最終報告として、資料を提出すること。

検査提出時には、各競技団体で精査した証として、「赤ペン」にて各項目(個票「様式6号」)の各項目並びに「証明書類(領収書等)」に「レ点」を付けるものとする。
※事務局では「青ペン」を検査証として記す。(第1審：競技団体・第2審：事務局)

2 支出の証明方法について

- ・明細が記入された請求書と領収書を添付すること。
- ・宿泊の証明方法については、原則として宿泊施設等管理者または取扱業者が発行するの発行する電算処理された請求書と領収書とする。
請求書に代えて、別紙「宿泊精算確認書」による提出の場合、「(1) 宿泊施設等」または「宿泊施設担当者署名」のところに必ず宿泊施設のスタンプ等を押した上で署名押印してもらうこと。
- ・宿泊施設で食事を摂らず、外食した場合の証明方法(領収書の添付)を厳守すること。
- ・バック料金時の記載方法に注意すること。(補助対象経費と運用実例及び支出の証明方法参照)
- ・証拠書類については、補助対象外経費は領収書の添付を不要とする。ただし、各項目で支出した経費は、報告書に記載すること。

3 領収書の宛名について

- ・宛名は必ず各競技団体名(宮城県〇〇協会・宮城県〇〇連盟)とする。

4 各事業の補助対象経費上限について

- ・競技団体強化事業のうち、ジュニア選手普及事業は交付決定額の30%以内を上限とする。ただし、ジュニア選手トレーニングセンター事業の対象15競技団体についてはジュニア選手普及強化事業を認めない。
- ・競技団体強化事業のうち、指導者派遣事業(日体協公認資格取得のための講習会への派遣)は30,000円を上限とする。

5 宿泊費等のキャンセル代は補助対象外とする。

6 事業を実施する際は、必ず保険(スポーツ傷害保険や旅行保険等)に加入すること。

7 写真の添付について

- ・競技力向上対策事業の写真2枚(合宿・大会及び参加者集合写真)を添付すること。

8 提出様式について

- ・各種様式は県スポーツ協会ホームページに掲載する。最新の様式を使用すること。

【宮城県スポーツ協会 HP】 <http://www.mspf.jp> → スポーツ推進部(旧県体協 web) → 各種様式ダウンロード → 事業関係「競技力向上対策事業について」